

地域景観資産制度のご案内

地域の身近にある景観資源は、鈴鹿らしい景観を形成する重要な役割を担っています。鈴鹿市では、平成29年4月1日に「鈴鹿市地域景観資産の登録及び認定に関する要綱」を施行し、みなさんのまちの中で大切にされてきた、身近にある景観資源を、地域の景観資産として「登録」する制度を設けました。

○登録の要件としては・・・

【建築物・工作物】

- ・ 築造50年以上経過した景観的・文化的価値を有するもの。ただし、市民が提案し専門家の推薦があればこの限りではありません。
- ・ 老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なもの
- ・ 所有者に存続の意思があるもの

【樹木】

- ・ 樹齢が50年以上経過した景観的・文化的価値を有するもの。ただし、市民が提案し専門家の推薦があればこの限りではありません。
- ・ 樹木自体の手入れが行き届いているもの
- ・ 所有者に存続の意思があるもの

○提案から登録まで・・・

- ・ 建築物・工作物・樹木について、所有者の同意があれば、誰でも、登録地域景観資産として登録を提案できます。
- ・ 市は提案を受けて登録の要件を満たすようであれば登録地域景観資産として登録を行います。
- ・ 登録地域景観資産として登録されたものを、ホームページ上で公表します。登録にご協力をいただいた所有者の方には、登録証等をお送りします。

○登録すると・・・

- ・ 専門家の無料相談が受けられます。
- ※建築物・工作物・樹木を拝見し、保全や活用の方法などについて無料でアドバイスします。

みなさんのまちの身近な景観資源の価値を見直し、
守り、活かしていきましょう

問い合わせ先

都市整備部 都市計画課
計画・景観グループ
電話 059-382-9063
FAX 059-384-3938
E-mail toshikekaku@city.suzuka.lg.jp